

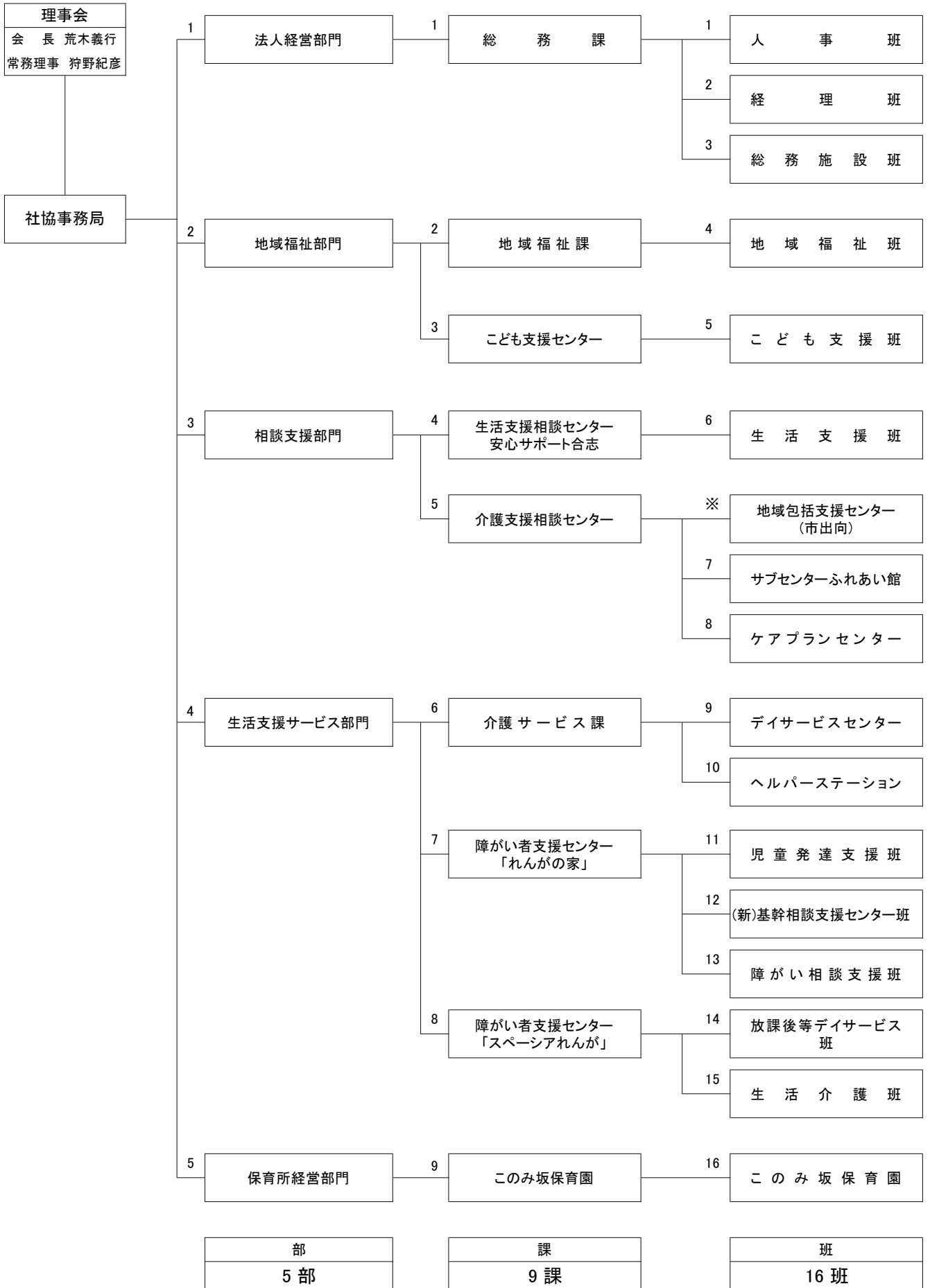
令和7年度事業計画書

社会福祉法人 合志市社会福祉協議会

目 次

事務局組織図	1
基本方針、重点活動・目標	2
各課事業計画書(案)	
(1) 総務課	
人事班、経理班	3
総務施設班	4
(2) 地域福祉課	
地域福祉班	5～6
(3) こども支援センター	
こども支援班	7
(4) 生活支援相談センター	
生活支援班	8
(5) 介護支援相談センター	
ふれあい館サブセンター、ケアプランセンター	9
(6) 介護サービス課	
デイサービスセンター	10
ヘルパーステーション	11
(7) 障がい者支援センター「れんがの家」	
障がい相談支援班、児童発達支援班	12
(8) 障がい者支援センター「スペースれんが」	
放課後等デイサービス班、生活介護班	13
(9) このみ坂保育園	14

令和7年度 合志市社会福祉協議会事務局 組織図



基本理念 『やさしくて穏やかな福祉社会の創造』



「だれひとり取り残さない」 持続可能な福祉活動の展開

1 基本方針

約3500万人の団塊世代が全員75歳を迎える2025年。一方、2024年に生まれた子どもの数は72万人(24年速報値)で全都道府県で減少しており、少子化は政府想定より15年早いペースで進んでいます。死亡者数が出生数を上回る自然減は89万人を超え過去最大。

本市では、人口増加を続ける数少ない自治体の一つで、全国の市の中でも安心して暮らせる住みよい街の上位に数えられています。他方、生活困窮者自立相談事業では、連日生活に窮している相談が絶えず、その件数は国の基準値を大きく上回ります。

合志市と合志市社協では、令和5年度から令和9年度を第4期とする「合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて合志市と合志市社協、そして合志市民が取り組む施策等について定めています。この計画の理念である「市民みんなでまるごと地域共生社会」に基づき、高齢分野、障がい分野、こども分野、生活困窮分野といった制度の縦割りを軽減し、市の創意工夫により属性や世代を問わない相談・地域づくりを進める重層的支援体制整備事業実施計画が策定されています。これらの計画は、地域と関わり、地域の人とあゆむ福祉活動の積み重ね無くして構築できません。

本会は、近隣やボランティアによる見守りや日常生活の援助を進め、事業者と協働した支援活動や総合相談、日常生活を支える福祉サービスの提供など重層的な福祉活動の推進に努めてまいりました。また、日本各地で起こる自然災害を前に、より実践的な災害対応の訓練や福祉活動が継続して提供できる体制整備が欠かせません。

これら地域における福祉活動のさらなる継続発展を目指し、福祉サービスの体制整備と事業収益の向上に向けた管理体制の強化に努め、合志市をはじめとする多様な機関・団体との連携を強化し、「だれもがつながり寄り添い合える健幸都市こうし」の実現に向けた事業を展開してまいります。

2 重点活動・目標

- (1) 第4期(令和5年～令和9年)合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実行
 - ・ 計画の柱となる「1. つながりと支え合いの輪を広げる」、「2. 地域の担い手の輪をつなげ地域の福祉力を高める」、「3. 相談・支援体制の連携の輪を強める」ための取り組みを進めます。
- (2) 障がい者支援センター新築工事及び隣接地の取得整備(新規事業)
 - ・ 令和7年度の開設に向けた障がい者支援センター新築工事に取組みます。また、不足している駐車場の解消を主目的として隣接地を取得し整備を行います。
- (3) 相談事業の体制強化
 - ・ 各相談事業(障がい、介護、生活困窮、子育て、地域福祉)の連携を強め、他人ごとではなく地域課題として取り組む社協の強みを生かした相談体制の強化に努めます。
- (4) 経営基盤の強化
 - ・ 自主財源の9割を占める障がい福祉サービス事業、介護保険サービス事業、保育所事業における人材の確保に努め、市民から選ばれる事業所となるよう健全経営に努めます。

令和7年度 各課事業計画書

担 当 課	班
総 務 課	人事班・経理班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>本会は地域福祉事業をはじめ、児童福祉事業、高齢者福祉事業、介護保険事業、障害者総合支援事業生活困窮者自立支援事業といった社会福祉制度を横断する事業を手掛けている。各事業の制度毎に定められた人員配置基準や施設整備基準に則って、社内規則規程の適正性を検証しつつ、事業運営体制の強化を図っていく。</p> <p>また、福祉従事者の処遇は報酬改定にて改善の取組が強化されている一方、物価高騰の影響により事業運営面は事業継続の在り方が課題となりつつある。財務状況や部門職種間の処遇バランスに注視しながら、本会に適用できる処遇改善の実施に努めていき、職員が安心して働くことのできる事業所づくりと働きがいのある職場づくりを目指す。</p> <p>また、安定して事業継続な拠点整備を行うとともに、事業展開の下支えとなる事務局体制強化に努める。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>(1) 人事評価制度の施行に向けた取り組み (2) 職員が安心して働くことのできる職場環境の整備</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 事務局編成の推進(サービスの質の維持・向上、法令・社内規則整備及び遵守の徹底、情報の共有と連携を促し、法人全体のガバナンス強化を図る) (2) 職場内の円滑な業務推進と業務効率可視化に向けてデジタル技術浸透に向けた計画策定及び実施 (3) 職員の処遇改善加算取得に係る体制の見直しと関連規則の改正 (4) 財務内容の再評価(内部留保の適正化、安全性、収益性の改善等) (5) 人員配置計画に基づく人材確保、適正配置と処遇確保 (6) 職場内での感染症対策及び労働災害や事故防止の推進</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 理事会、評議員会、監事監査の実施 (2) 事業計画、予算の策定 (3) 事業報告、決算報告 (4) 人事、労務管理 (5) 財務管理、予算管理、登記事務、契約管理 (6) 障がい児・者支援センターの施設整備 (7) システム・ネットワーク管理 (8) 防火・防災、安全衛生管理体制</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし</p>

令和7年度 各課事業計画書

担 当 課	班
総 務 課	総務施設班

1 課(班)の業務方針

【指定管理施設管理運営基本方針:合志市保健福祉センターふれあい館,合志市老人憩の家】

- (1) 安全で安心して利用できる市の公共施設として管理体制強化を継続する。両施設は竣工から20年超を迎えており、経年による設備等の老朽化によって故障や不具合が生じている。「合志市の貴重な財産を長期間利活用する」ことを意識した施設管理に努め、利用市民の利便性を図る。
- (2) ふれあい館は本会の福祉活動の中心拠点であり、変化する事業展開に対応可能な拠点整備を図る。
- (3) 老人憩の家は入浴設備の経年劣化によるレジオネラ属菌発生リスクの増加が懸念される。清掃と消毒を徹底し、リスク軽減に繋げて維持管理に努める。また、利用者自らが自立した生活の実現に向けて、「介護(認知症)予防の拠点」としての活動参加機会を創出し、高齢者の健康づくりと介護予防を支援する。

【障がい者就労における方針～全体目標:メンバーみんなで施設をきれいにする】

「各自が行う業務をメンバー同士が共に声をかけあい、1つのチームとなって、清掃を完了する」という行動目標に沿い、仕事内容や清掃方法の充実を図る。また、他部署との連携強化や個人の清掃意識アップを目指し、それぞれのメンバー自身のできる範囲を増やせる環境を整え清掃の質を上げる。

2 新たに取り組む事務事業

- (1) 施設の修繕※①、②は市高齢者支援課による実施予定分(本会で執行し、後に市から修繕負担金あり)
 - ①ふれあい館…AED入替、非常用発電機修繕
 - ②老人憩の家…空調機器修繕
- (2) ふれあい館…カスタマーハラスメント対策として、電話録音告知機能付き録音設備の導入
- (3) 老人憩の家…介護予防教室(体操教室・eスポーツ)の普及、定着

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 老人憩の家は感染症及びレジオネラ症防止対策を行いながら、営業を継続する。
- (2) 施設の経年劣化等による設備の改善、更新について、市高齢者支援課との協議、調整を継続する。(浴場設備・機器の更新、換気設備の不具合、北駐車場の街灯など)
- (3) 事業ゴミの仕分け分別を継続し、資源のリサイクル。
- (4) 障がい者就労メンバーの清掃業務ができることを増やしていきつつ、清掃用具の扱い方や手順の充実させることで清掃の質向上へとつなげる。
- (5) 慢性的に発生する浴場設備の不具合、修理による維持管理(不調の早期発見)
- (6) 6年度から引き続き、電気、上下水道、ガスを含めた物価高騰による支出増と賃金上昇による人件費増加が見込まれる。節電・節水・消耗器具備品等の使用を含め、従事する職員に向けた意識の徹底を行っていく。
- (7) 市指定福祉避難所として受け入れできる環境整備の維持し、福祉避難所開設訓練を定期実施することで平時からの備えを意識づける。

4 主な実施事業(継続事業)

指定管理者制度に基づく施設管理(第5期)

- (1) 合志市保健福祉センターふれあい館管理(4年目/5年間)
- (2) 合志市老人憩の家管理(4年目/5年間)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和7年度 各課事業計画書

担 当 課	班
地域福祉課	地域福祉班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>(全体方針)</p> <p>第4期合志市地域福祉計画・活動計画(令和5～9年度)の方針の基本理念である「市民みんなでまるごと地域共生社会」の実現に向けて、3つの基本方針に沿った事業展開を行うことで計画の継続的な推進を図る。</p> <p>基本方針1: つながりと支え合いの輪を広げる</p> <p>(1) 高齢者の移動手段の問題解決(調査、事業所等との連携、住民ボランティアの養成)</p> <p>(2) 福祉教育の強化</p> <p>(3) 募金活動の強化</p> <p>基本方針2: 地域の担い手の輪をつなげ、地域の福祉力を高める</p> <p>(4) ボランティアセンター機能強化、各種ボランティアの養成</p> <p>(5) 地域公益活動推進プラットフォーム(市内法人間の連携・ネットワーク化)の基盤強化</p> <p>基本方針3: 相談・支援体制の連携の輪を強める</p> <p>(6) 重層的支援体制整備事業の総合相談体制の構築・強化</p> <p style="padding-left: 20px;">地域福祉コーディネーター(中学校別CSW)が中心となった地域課題、地域状況、地域資源の把握と共有</p> <p>(7) 認知症に対する地域住民の理解(共生)と予防の推進</p> <p>(8) 災害ボランティアセンター設置及び運営におけるマニュアルの再構築、各課協力体制の強化</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>(1) 地域で行われている地域福祉活動に対して、助成できる仕組みとして「地域づくり活動事業助成金要綱(案)」をモデル事業として行う。</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 現在黒石原区の高齢者サロンで試験的に行っている事業所と連携して送迎する体制を進めていくとともに、市全体の地域課題として移動支援の解決に向けて取り組んでいく。</p> <p>(2) 福祉教育・体験学習として、高齢者や障がい者の体験だけでなく、サービスマナー(社会活動を通して地域の一員として主体的に社会や人にかかわることを育む学習)やアクティブラーニング(生徒が能動的に学ぶことができるような学習方法)の手法を用いて、幅広い福祉課題をテーマとした実践プログラムを提案する。学校だけでなく老人会、子ども会、企業へも働きかけていき、地域の担い手づくりを行う。</p> <p>(3) 募金依頼に合わせ、自治会との関係強化を図るため、使途金の意義・福祉活動への理解、社協へのさらなる理解をいただけるよう広報活動に力を入れる。地域で行われている地域福祉活動に対して、助成できる仕組みづくりを行う。</p> <p>(4) ボランティア活動を活性化するために、ICTを活用し、ボランティアセンターからの情報発信、タブレットを活用した申請書類の作成、SNSを利用した広報活動を強化していく。また合志市介護予防ボランティアポイントの周知及び活用促進を行う。</p> <p>(5) 地域公益活動推進プラットフォームが構築され、今後は共同で地域課題解決に向け福祉教育を基盤とした福祉人材の育成・発掘や、本会の生活困窮者支援と連動した出口支援(就労や社会参加)をともに構築したい。</p>

- (6) 参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(重層的支援体制整備事業)を基盤とした誰もが主役の地域づくりを展開する。またCSWを中心に担当地区(中学校別)の課題を把握し、生活支援コーディネーターとともに解決に向けて取り組めるよう座談会の開催や各種団体・組織への働きかけを行う。
- (7) 介護予防事業の推進や各種ボランティアの養成から組織化する中で、世代を超えて多様な人が参加できる居場所の創設を行う。現在ある居場所の連携を深めるためネットワーク化し、その活動の周知を進めていく。
- (8) ささえ愛ネットワーク模擬訓練(認知症の方への声掛け訓練)を通して、そこに住む地域住民が認知症のことを理解し、ささえしていく地域になるよう訓練の方法を新たな形に進めていく。また認知症の方本人や家族の気持ちに寄り添えるような見守りの仕組みや居場所を共に考えていく。
- (9) 大規模災害時に対応すべく、災害ボランティアセンターの設置及び運営に向け、今あるマニュアルをもとに、かかわる職員の配置、運営する上でより具体的な内容にしていく必要がある。また毎年どこかで起こる災害に向け災ボラ設置に向けた応援態勢も整え、設置訓練に1人でも多くの職員が積極的に参加できるよう勧めていく。また大規模災害時に住民同士がささえ合いができるような学びの場を作る。

4 主な実施事業(継続事業)

(自主及び共募配分事業)

- ① ぽっかぽかサポート事業
- ② 災害ボランティアセンター設置事業
- ③ 地域の絆づくり推進事業
- ④ 共募配分(老人福祉、障害者福祉活動、児童・青少年福祉活動、ボランティアセンター・活動育成、福祉育成援助活動)

(委託事業)

- ① 地域福祉支援事業(重層的支援体制整備事業)
- ② 生活・介護支援サポーター養成事業
- ③ 介護者等育成事業(家族介護教室)
- ④ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(一部絆づくり事業を含む)
- ⑤ 地域住民グループ支援事業(サロン)
- ⑥ 認知症予防教室事業(脳活き生き教室)
- ⑦ 認知症地域支援体制構築等推進事業
- ⑧ 総合相談事業(法律・行政心配ごと相談)
- ⑨ 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)

5 廃止、縮小する事務事業

なし

令和7年度 各課事業計画書

担 当 課	班
こども支援センター	こども支援班

1 課(班)の業務方針
<p>「合志市こども計画」が施行される本年度においては、基本理念である「こどもがまんなか みんながつながる 未来かがやくまち こうし」に基づき、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない相談支援体制づくりとして、地域子育て相談機関(利用者支援事業)や子育て世帯訪問支援事業に新たに取り組む。また、行政をはじめ、保育施設、学校等関係機関のみならず分野を超えたネットワークを構築し、こども自身のニーズに気づけるよう、日頃から子どもの家庭環境などを把握し、信頼関係の構築と地域住民と関わり合える機会の創出、課題へ対応できるよう努めるとともに、下記の目標を掲げこどもの健やかな成長と地域の子育て力向上を目指す。</p> <p>(1) 地域子育て支援拠点と同時に地域子育て相談機関として、子育て家庭等から日常的に相談を受け適切な機関につなげると同時に、個別ニーズを把握し、地域の関係機関と連携・協働し安心できる子育ての環境づくりを行う。</p> <p>(2) 児童館や地域子育て支援センターが「身近な居場所」であることを周知すると同時に、出張児童館や育児相談など、成長支援を行いつつ安心して仲間づくりができる遊びや体験交流の場を提供する。</p> <p>(3) こども家庭センターをはじめとする市役所各部署との連携を強化し、保護者との接点を多く作り出すことで、虐待の早期発見、潜在化しやすいニーズ、課題へ対応できる支援体制を築く。</p> <p>(4) 様々な地域資源を活用しつつ、個々の発達に応じたアタッチメント(愛着)形成や健全育成に努める。</p>
2 新たに取り組む事務事業
(1) 地域子育て相談機関(利用者支援事業) (2) 子育て世帯訪問支援事業
3 改善や強化を行う事務事業
<p>(1) 地域子育て支援センター(地域子育て相談機関・利用者支援事業)</p> <p>こども家庭センターと連携を図りながら、子育て家庭との接点を増やし、各家庭からの相談を丁寧に受け止め、情報提供及び適切な支援機関や事業へつなげる。また、各種つどいや講座などを通じ、産後うつ改善や子育て仲間づくりの事業、父親の積極的な育児への参加を促すイベント等を実施する。さらには各地域の子育てサロン、地域食堂との連携強化を行う。</p> <p>(2) 児童センター事業</p> <p>児童及び親子の居場所として、コロナ禍前に実施していたランチスペースの開放及び地域の住民やこどもに関わる機関と連携強化を図り、こどもの声に基づいた遊びの提供・居場所づくりを行う。</p> <p>(3) ファミリーサポートセンター事業</p> <p>地域子育て相談機関を通じて、情報の発信、利用者の発掘や利便性向上に努めると同時に、会員確保の強化のため、養成講座の日程、実施時間などの見直しや関係機関への働きかけの強化を行う。さらにはクラウドシステムの導入を進め、情報発信や業務の効率化を図る。</p> <p>(4) 病児・病後児保育事業</p> <p>4疾患(部屋)に増築したことで、さらなる受入れ体制の強化と徹底した感染予防に努め、保護者との情報確認を行いながら一人ひとりの病状を把握し、寄り添い、快適で安心、安全な保育看護・個別対応に努める。</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業</p> <p>安全計画に基づき、引き渡し訓練等行うことで子ども及び保護者の防災意識の向上、さらには災害時の連携強化を目指す。こども一人ひとりの育成支援の充実及び保護者との円滑なコミュニケーションを図る。</p>
4 主な実施事業(継続事業)
(1) 地域子育て支援センター(地域子育て相談機関・利用者支援事業) (2) 児童センター事業(3) ファミリーサポートセンター事業(ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業)(4) 病児・病後児保育事業 (5) 放課後児童健全育成事業 (6) ふらっとホーム太陽事業
5 廃止、縮小する事務事業
・ドライブインシアター(児童センター)

令和7年度 各課事業計画書

担当課	班
生活支援相談センター	生活支援班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>就労や心身の状況により経済的に困窮している方や多様で複合的な生活の悩みを抱える方の総合相談窓口として、地域社会において尊厳をもって安心して生活できるよう関係機関と連携し、相談者ひとりひとりの状況に合わせた包括的かつ伴走型の支援を行う。生活困窮者などの早期把握や既存のサービスでは不足する場合は、参加する場を開発する視点を持ち、関係機関と協働し、地域の支援体制を創造する。</p> <p>(1) 複合的な課題を抱える相談者が、「制度の狭間」に陥らないようにできる限り幅広く対応するように留意し、就労の課題・心身の不調・家計や家族の問題などに対して包括的に支援</p> <p>(2) 社会から孤立が懸念される方には、丁寧な対応を行い社会参加に向けて、ひきこもり支援ステーション事業にて相談対応及び居場所づくりを行う。アウトリーチ(訪問等による)支援を行いながら、孤立状態の解消に配慮</p> <p>(3) 相談者の自己決定を基本に本人の状態に応じた自立支援を行い、切れ目なく継続的な支援を提供</p> <p>(4) 状況をアセスメントし、ひとりひとりに応じた適切な支援プランの作成、任意事業(就労準備支援、一時生活支援、家計改善支援)や地域福祉課と連携し、インフォーマルサービス(公的支援以外の支援)等の活用及び提案</p> <p>(5) 第二のセーフティネットとしての機能を発揮し、生活保護へ至る前の自立を支援し、生活保護が必要と判断される方については、速やかに福祉事務所へつなぐ</p> <p>(6) ライフライン維持や食糧確保のために、生計困難者レスキュー事業の活用及び緊急時食糧支援</p> <p>(7) 判断能力が低下している方が、安心した生活を送れるよう地域福祉権利擁護事業を活用した支援</p> <p>(8) 適切な後見人が得られない方に対して、法人後見支援体制及び専門職指導による適正な後見業務体制</p> <p>(9) 新型コロナウイルス特例貸付を受けた方の償還支援</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>(1) ひきこもり支援ステーション事業</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 相談窓口周知活動(情報のアウトリーチ)強化及び複合的な相談に対応する相談員の資質向上</p> <p>(2) ひきこもり相談窓口の周知</p> <p>(3) 地域福祉権利擁護事業における生活支援員の養成及び育成強化</p> <p>(4) 法人後見実務に関する研修</p> <p>(5) 備蓄食料等の確保のためのネットワーク強化</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>(2) 生活困窮者自立支援の機能強化事業</p> <p>(3) 法人後見事業</p> <p>(4) 地域福祉権利擁護事業</p> <p>(5) 生活福祉資金貸付(県社協委託)、福祉金庫貸付</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症特例貸付に関する償還業務</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>・アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業</p> <p>・市民後見人養成講座修了者のフォローアップ(今年度は対象者なし)</p>

令和7年度 各課事業計画書

担 当 課	班
介護支援相談センター	ふれあい館サブセンター班、ケアプランセンター班

<p>1 課の業務方針</p> <p>R7年(2025年)には団塊の世代が75歳以上となり、今後、高齢者人口増とともに生産年齢人口の急減も見込まれるため、介護サービス需要の更なる増加、多様化に対する対応が求められている。</p> <p>そのような社会を迎えるなか、昨今の、季節を問わず流行する感染症や物価高騰による経済的影響から、地域交流の機会の減少や隣人との希薄化した関係により孤立しやすい生活が考えられ、また、それに伴う体力低下、生活困窮の悪循環など、高齢者やその家族が自立した日常生活を営むためには、制度の枠を超えた多角的な支援が欠かせない状況となっている。</p> <p>ひとり暮らし、高齢者世帯、障がいや引きこもりの方を持つ世帯、セルフネグレクト、虐待など、高齢者の生活様様は多様であり、また、住まいの地域によって社会との繋がりや関係性は大きく異なるゆえに、その相談窓口は、多様な視点、制度の横断的な知識、地域との関係性を育むコーディネーター役など相談者に寄り添った対応が求められている。</p> <p>今後も、社会福祉協議会の特性を生かし、介護保険制度のみならず障害福祉制度や地域福祉、成年後見制度等の知識を高め、各サービス事業所や市役所担当課、民生児童委員連絡協議会等との連携を深めることで、「すべての高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまち」を目指す本市地域包括ケアシステムの実現に寄与する。</p>
<p>2 新たに取組む事務事業</p> <p>なし</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 高齢者人口増加に伴い、地域包括支援センター業務に従事する専門職の増員が必要となっている。生活支援相談センター、地域福祉課、介護サービス課といった関連部署との連携を強化し、当居宅での出向職員の人材育成に努める。</p> <p>(2) 災害時における個別支援の在り方を踏まえた各課横断的取組の強化も継続する。</p> <p>(3) 地域ケア会議の開催や参加により、自立支援に向け、また、課題を持つ対象者やその家族のみならず、地域課題の解決に向けた支援調整を強化する。</p> <p>(4) 各課で課題となる事例の検討の場である社内重層会議に参加し、事例検討や情報共有等が充実した内容となる視点を広げ連携の強化を図る。</p> <p>(5) 適切なケアマネジメントの手法を学び、課題整理総括表・評価表の活用に向けた取り組み、及びターミナルケアマネジメント加算(終末期の必要な医療や居宅サービスを円滑に利用する為の調整等を行った場合に評価する加算)、緊急時等居宅カンファレンス加算(利用者の状態などが急変した緊急時に、会議を開きサービスを調整するための加算)など算定の為の研鑽を深める。</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 合志市地域包括支援センターにかかわる業務</p> <p style="margin-left: 20px;">① 市地域包括支援センター班への専門職の出向業務(主任介護支援専門員、社会福祉士)</p> <p style="margin-left: 20px;">② サブセンターふれあい館の業務委託</p> <p>(2) 社協ケアプランセンター班にかかわる業務</p> <p style="margin-left: 20px;">① 指定居宅介護支援</p> <p style="margin-left: 20px;">② 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(委託)</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 住宅改修、福祉用具購入理由書作成</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 福祉用具貸出事業</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし</p>

令和7年度 各課事業計画書

担 当 課	班
介護サービス課	デイサービスセンター班

1 課(班)の業務方針
<p>本会デイサービスセンターでは、「楽しみながら生き生きと、1人ひとりの心に寄りそうデイセンター」という理念にもとづき、自宅での生活が安心安全に暮らせるよう、QOLの向上を目指し、デイでの支援状況をケアマネジャー、相談員を通じて、介護、障がい、医療サービスの連携を重視し支援していく。</p> <p>また、地域における福祉サービスの模範となり、健全な事業運営を行い地域福祉の向上に資する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 感染症対策を引き続き徹底し、安心安全のサービス提供に努める。 2. 多職種による科学的根拠に基づいた介護ができるよう、アセスメント力の向上を図る。 3. 介護記録用ソフトを導入することにより、業務の効率化を図り、利用者との関わりの時間を増やすことでより良い支援へとつなげる。 4. 認知症の発症年齢低下に伴い、個別対応を行う中で個々の状態把握に努め、自立(自律)支援へ向けて、本人の尊厳を尊重した支援を行う。 5. 各種研修会への参加や社内研修会等の充実を図り、専門分野の知識・技術の向上を目指す。 6. 感染症対策、虐待防止検討、苦情解決・身体拘束適正化・事故防止委員会の運営。定期的研修と実施訓練を行う。
2 新たに取り組む事務事業
<ol style="list-style-type: none"> 1. 業務のICT化 介護保険総合システムソフトを活用した通所介護計画等の作成やLIFE(ライフ)の活用(令和3年度～実施中)、日々の記録など、更なるICT業務が実施できるよう、研鑽を重ね環境を整えていく。 2. 介護報酬改定に伴う利用者の評価及び加算取得への検討及び対応 介護保険制度の目的は自立(自律)支援であり、さらなる支援内容の充実と加算算定を目指す。 <ol style="list-style-type: none"> ① 科学的介護推進体制加算(LIFE:継続中)→3ヶ月ごとに報告 ② 口腔機能向上加算(継続中) ③ ADL(日常生活動作)維持等加算Ⅰ(継続中) ④ 入浴介助加算Ⅱ(継続中) ⑤ 第一号通所事業所評価加算に向けた取り組みの継続
3 改善や強化を行う事務事業
<ol style="list-style-type: none"> 1. 通所介護事業では、利用者の潜在能力を引き出すべく、自立(自律)支援を目指し、個別対応に力を入れる。第1号通所事業に関しては、火、金曜日を稼働日とし、心身機能維持向上を図る。 2. 感染症対策を徹底しながら、稼働率の向上を図り安心安全なデイサービス事業の運営を行う。また、多職種のチーム支援を活かし、安定した事業継続を目指す。 3. 各種委員会に基づき、定期的研修と実施訓練の実施。
4 主な実施事業(継続事業)
<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合事業(要支援者、基本チェックリスト該当者が利用できるサービス、みどり館にて実施中) 通所型サービスA (毎週水・木・金の3日間 定員14名まで) 2. 通所介護事業(要介護認定者が利用できるサービス、ふれあい館にて実施中) 通所介護事業(要介護認定者:月～土 定員40名) ・第1号通所事業(要支援認定者:火・金) 生活介護(障がいがある方の基準該当サービス:月～土)
5 廃止、縮小する事務事業
なし

令和7年度 各課事業計画書

担当課	班
介護サービス課	ヘルパーステーション班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>核家族化や老老介護による家族介護力の低下が著しい現状において、訪問介護事業の役割はますます重要であり、また、夫婦間、親子間における虐待案件の支援依頼もあるため、専門的な知識と対応力が必要となっている。地域の高齢者が自立した生活が困難になったとしても、できる限り住み慣れた地域(自宅等)で安心できる環境の中で安定した生活が継続できるよう支援していく。</p> <p>(1) 高齢者や障がいを持つ方々一人ひとりの個性を受容し、寄り添ったサービス提供に努める。 (2) 出来る限り自立した日常生活が継続できるように支援する。 (3) 研修等の企画や参加により、より良い質の高いサービスを提供する。 (4) 虐待案件など様々なケースに柔軟に対応できるサービス提供責任者、訪問介護員の育成に努める。 (5) 本会実施事業及び他職種など、外部関係機関との情報共有等の連携を行い支援の充実を図る。 (6) 流行する感染症等の予防対策を徹底し、安心、安全なサービス提供に努める。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>なし</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 登録ヘルパー約30名活動中だが、約半数の17名ほどは65歳以上である。若い人材獲得の為に、一昨年度行った菊池圏域における介護職員初任者研修の実施、更に研修修了後に本会で就業される方に対し、初任者研修受講料全額補助を行う。 (2) 引き続き収益増を図る為、居宅介護支援事業所及び相談支援事業所との連携の充実を図り、様々なニーズへの対応にて安定した事業継続を目指す。</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 合志市委託事業:訪問型サービスA支援事業 (2) 合志市委託事業:認知症高齢者家族やすらぎ支援事業 (3) 訪問介護事業:指定第一号訪問事業、指定訪問介護事業 (4) 合志市委託事業:地域支援移動支援事業 (5) 障がい福祉サービス事業:居宅介護等、重度訪問、同行援護 (6) 有償ヘルパーサービス事業(制度外支援)</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし</p>

令和7年度 各課事業計画書

担当課	班
障がい者支援センター「れんがの家」	障がい相談支援班 児童発達支援班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>れんがの家は、障がいのある方々、その家族に耳を傾け、支援が必要な方が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、地域に密着した社会福祉協議会の強みである連携力を生かした事業運営に努める。</p> <p>[相談支援]</p> <p>(1) 外部機関とのネットワーク作りを行い、法人内においても多様な相談窓口(生活支援・介護支援・地域・こども等)との連携を図り、横断的な相談支援を行う。</p> <p>(2) 複雑かつ多様化するニーズに対しても柔軟に対応できるように、主任相談支援専門員、様々な国家資格をもつ相談支援専門員を配置し、障害福祉だけでなく包括的かつ専門的な支援体制を整える。</p> <p>[地域活動支援センター]</p> <p>(3) 障がいのある方、地域の方が気軽に利用できる日中の活動の場、居場所、生きがいづくりの場の提供。また、社協の強みでもあるボランティアの力、地域、法人内での交流の場を通して、生活意欲向上に努める。</p> <p>[児童発達支援]</p> <p>(4) こどもの障害特性への支援に合わせて、家族の想いに寄り添い、身体的、精神的機能の発達支援を促し、日常生活及び社会生活を円滑に送る事ができるよう進める。具体的に、児童発達支援ガイドラインに則って、「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携支援」を総合的に提供する。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>・合志市基幹相談支援センター事業(委託事業)</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>[相談支援]</p> <p>(1) 基幹相談支援センター受託に伴い、地域全体の相談支援体制の中核としての役割を担い、複雑かつ専門的支援への対応、行政、関係機関との連携強化、支援者後方支援を通じて、地域福祉の質の向上を目指す。</p> <p>[地域活動支援センター]</p> <p>(2) 障がいのある方、地域での困り感を抱えている方、ひきこもり支援としても、関係機関、法人内で連携を図り、環境調整、活動の場の提供を行う。</p> <p>[児童発達支援]</p> <p>(3) 保護者同士が繋がりピアカウンセリングできる場所、親子面談、療育参観、親子れんが等の設定を行い、計画的に家族支援の強化に努める。</p> <p>(4) コロナ禍前のように、他部署(地域福祉、こども支援、介護支援、保育園等)の企画にも積極的に参加・参画し、地域住民や子どもたちが障がいの有無にかかわらず共に過ごし、成長できる地域づくりを目指す。</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 指定一般相談支援相談(地域移行計画相談・地域定着計画相談)</p> <p>(2) 指定障がい者相談支援・指定障がい児相談支援(計画相談)・(3) 指定児童発達支援事業</p> <p>(4) 合志市障がい相談支援事業(委託事業)・(5) 地域活動支援センター事業(委託事業)</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし</p>

令和7年度 各課事業計画書

担当課	班
障がい者支援センター「スペースれんが」	放課後等デイサービス班 生活介護班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>[放課後等デイサービス事業]</p> <p>児童福祉法の改正・施行に基づき、こども施策全体の中においても障害児支援は、より一層の推進を図ることある。事業方針においては法人基本理念やガイドラインに則り、創意工夫を図りながら支援の質の向上に努める。</p> <p>(1) 【発達支援】こども一人ひとりの個性や成長にしっかりと目を向けながら、生きる力や自立心を育てていくとともに、将来のこどもの発達や成長する姿を見通し、様々な遊びや学び、体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自信や意欲を育む支援を目指す。</p> <p>(2) 【家族支援】家庭の状況を踏まえ、こどもに対する相互理解や職員との信頼関係の構築、安心して利用・相談のできる場所として、「家族の暮らしや育ち」を支援する。障がいのある子どもを育てるなかで、こどもが助けがえのない存在であることや子育ての経験、工夫などを共有し、保護者会等を通じてつながりあえる機会をつくる。</p> <p>(3) 【地域支援・地域連携・移行支援】学童クラブや児童館・こども手話教室など同年代のこどもとの交流の機会を促進する。子どもや家庭生活に関わる医療・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、ライフステージにおける入学・進学・卒業等の環境の変化に対しても、こどもや家族の夢や希望を描きながら切れ目ないサポートを提供する。</p> <p>[生活介護]</p> <p>報酬改正を踏まえ、利用者・家族のニーズに応じた柔軟な利用を可能とする。成人期の利用者に対し、生活する楽しみややりがいをベースにしなが、心豊かな生活を送ることができるよう支援する。</p> <p>(1) 【自立支援・生活力の向上】生産活動・創作活動・運動・レクリエーション・人との交流・機能訓練等を通し、それぞれの力を発揮し自分らしく意欲的に生活する支援を行う。</p> <p>(2) 【身体介護・家族支援】就労世帯のニーズに対応するとともに、医療的ケアを含むケアニーズの高い利用者・家族が安心して利用できる職員配置と環境整備を行う。</p> <p>[日中一時支援事業]</p> <p>(1) 【預かりニーズへの対応】家族の就業や兄弟児の行事等への対応など、放課後等デイサービス対応時間を超えての預かりニーズに対して、ケアの一時的な代行を行う。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>[放課後等デイサービス]</p> <p>(1) 作業療法や言語訓練等の機能訓練を目的とした専門的支援の実施</p> <p>(2) 事業所支援プログラムの公表を行い、事業所の取り組みを広く発信する。(ホームページ)</p> <p>(3) 卒業生のアフターフォローを行い、卒業後も気軽に相談できる体制を整える。(ようこそ先輩のつどい)</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 専門性の向上と、支援のスキルを高めるために、課内外の研修体制の構築を図る。</p> <p>(2) 支援の質の向上を目指し、各職種の専門性を高め職員同士が協力・連携しながら、5領域の視点を踏まえPDCAサイクルを意識し個別支援計画(わくわくシート)に基づいた支援を行う。</p> <p>(3) 災害・事故・緊急時・リスクマネジメントを想定し、安心・安全な支援実践を目的に安全計画・各マニュアル整備を行う。また業務効率化に向けた取り組みを進める。</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業(重心児;定員5名、重心児外;定員;10名)</p> <p>(2) 日中一時支援事業(定員;10名)</p> <p>(3) 指定生活介護事業(定員;7名)</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし</p>

令和7年度 各課事業計画書

担 当 課	班
このみ坂保育園	このみ坂保育園

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>保育方針である、豊かな感性をもった思いやりのある素直な子どもたちを育てることを使命として、異年齢保育ならではの、異なる年齢層の子どもたちが共に過ごすことで多様な視点や経験を共有し学び合い、保育内容の充実・安心安全な保育を目指していく。</p> <p>近年、子ども家庭福祉を取りまく国の動向が大きく動いている一方で、子どもと家庭の置かれている環境も多様化し転換期を迎えている。保育園を利用する子どもの保育についても一人ひとりの状況やニーズを踏まえた個別の対応がより重要になってきている。</p> <p>また、支援が必要な子どもに対して、保護者や市、専門機関と連携をするとともに、同じ組織内に有する障がい者支援センター「れんがの家」との交流やつながりの強化に努める。</p> <p>一方、地域の子育て支援拠点として、親子に寄り添い、地域に開かれた保育所として、気兼ねなく集える場所であるように努めるとともに、保育園が担う「つどいの広場」の特色を生かした活動内容など、さらに充実を図る。</p> <p>＜主となる目標＞</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 安全管理の充実・強化(感染対策・活動中の転倒等の事故・食事中の誤嚥による窒息事故・乳幼児突然死症候群・虐待防止対策等を徹底し、安全で安心できる保育環境を整える) (2) 登園・降園システムの情報を使用した、園と保護者との連携の強化(安否確認等含む) (3) 母体(社会福祉協議会)の他事業との連携を図り、地域行事等への参加・農園活動(男のサロン)・本の読み聞かせ(地域ボランティア)・小中高生との交流を通し、地域との繋がりや人と関わる基本的な力を養う (4) 各種研修会・園内研修を含め多職種の専門性・保育の質の向上・キャリアパスの明確化を見据えた研修機会の充実にも努める(職位や職務内容に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身に付ける) (5) 身近にある自然環境を活かし、楽しみながら自然に親しむ活動を展開する
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ICT化による業務の効率を目指す(園児の登園・降園の管理・保育に関する計画・記録・保護者との連絡等の見直しを図り保育士等の業務負担軽減を図る) * 令和7年度目標:更改業者の選定 (2) 支援が必要な子どもに対して専門機関との連携の強化(菊池圏域地域療育センター・市の保健師・菊池支援学校特別支援コーディネーター・児童発達支援事業・相談支援事業所等)継続中 (3) 子育て困難・育児不安・虐待などに対する相談・専門機関との連携の強化(市/子ども家庭課・児童相談所など) (4) 園内(職員間の保育参観)・他園との人事交流を通しての職員の資質向上に努める
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染予防・事故防止・虐待防止対策の継続 (2) 異年齢保育の取り組み (3) ホームページを活用し、園の活動(子どもたちの様子)の発信 (4) 保育士の専門性の強化と保育内容の充実 (キャリアアップ研修資格取得による職員の資質向上など) (5) 新任保育士への指導・支援体制の充実 (6) 保育士等の確保(保育実習の受け入れ、働く機会の提供など復職支援の継続)
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通常保育事業 (2) 異年齢保育事業 (3) 体力増進・給食室との連携による食育推進事業 (4) 障がい児受け入れ保育事業及び他施設の障がい児との交流事業 (5) 延長保育事業 (6) 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場) (7) 体験交流事業
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし</p>

